

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 岡部記和

足利市監査委員 齋藤昌之

記

1 監査の種類 定例監査

- 2 監査実施日 令和4年10月5日 都市建設部  
令和4年10月12日 上下水道部  
令和4年10月27日 消防本部  
令和4年11月10日 総合政策部  
令和4年11月24日 農業委員会事務局、議会事務局  
令和4年12月21日 教育委員会事務局

3 監査の方法

足利市監査基準に準拠し、あらかじめ提出を求めた関係帳簿、証ひょう類等について、試査により内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

監査の対象	監査結果
都市建設部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
上下水道部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
消防本部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
総合政策部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
農業委員会事務局	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
議会事務局	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
教育委員会事務局	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、文書の日付や公印に関する取扱いの誤りが見受けられた。

## 5 意見・要望

財務に関する事務は適正若しくはおおむね適正に執行されていると認められたが、以下の点について意見を述べたい。

文書管理において、日付処理や公印使用に関する基本的な誤りが見受けられた。

以前から同様の意見を述べているが、これらの事項が放置され、繰り返されることによって、不適切な支出や公文書改ざん等の事務執行上のリスクともなり得ることが懸念されることから、全庁的な課題として捉え、改善に取り組まれない。